

2020年3月30日
長野県教職員組合
執行委員長 宮田弘則

「新型コロナウイルス感染症対策かかわる学校における教育活動の再開等」について（要請）

日頃より、長野県教育の発展にご尽力されていることに対し敬意を表します。

2月27日、安倍首相による「一律休校要請」により県内の学校でも大きな混乱が生じました。

その後、3月24日付「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）」において、新学期を迎える学校の再開に向けて具体的な方針が示され、県教委は3月27日付「令和2年度における県立学校の教育活動の再開等について（通知）」を発出しました。今後、学校再開するにあたって、各学校や教育委員会が、児童生徒や地域の実態を踏まえ、主体的に検討し判断することが求められます。国の責任で十分な財政措置をとり、早急な検査体制やだれもが気軽に相談できる体制を確立し、すべての子どもたちのいのちと健康・安全を確保することが求められます。

長野県教育委員会におかれましては、新年度の学校の再開について引き続きご尽力をお願いするものです。あわせて市町村教育委員会への依頼もお願いするものです。

つきましては、以下のことを要請いたします。

記

- 1 学校再開等の措置については、設置者の判断を尊重すること。
 - (1) 学校現場において「3つの条件が同時に重なる場」（「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」）を避けるために必要な対策を講じること。
 - ①緊急に必要な教職員を増員配置するなど、教室内での少人数指導が可能となるよう条件整備をおこなうこと。
 - ②すべての子どもたちが利用可能な手洗い場や消毒液、体温測定機器等を確保すること。
 - ③必要とするすべての子どもたちと教職員にマスク等を提供できるようにすること。
 - (2) 保護者や子どもたちが気軽に相談できる体制を確立すること。
 - ①子どもに保健室での対応が可能となるよう、人的財政的支援を緊急におこなうこと。
 - ②心のケアなども含め、子どもたちや保護者が相談できるよう、相談室の体制を確立すること。
そのために必要なスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置すること。
 - ③学習支援員や部活動支援員を含むすべての教職員が感染症対策に必要な知識を得て、子どもたちの指導・相談にあたることができるよう対策をとること。
- 2 2020年度の教育課程の編成において、休校措置により計画された授業時数が確保できない場合でも、標準授業時数を超えて授業時数を確保する必要はなく、地域や学校の実態を踏まえ、各学校で弾力的に対応するものであることを徹底すること。
 - (1) 一律休校によって学習できなかった内容の指導については、機械的に授業時数を確保することで対応するのではなく、各学校の実態をふまえた方法を尊重すること。
 - (2) 子どもたちが安定した生活リズムを保ち、適度な運動や休養、睡眠等を保障するため、子どもたちの負担が過重とならないように配慮すること。

- (3) 文科省が依頼し各教科書発行者が作成した、補充のための資料の使用を押しつけないこと。
 - (4) 子どもたちが楽しみにしている学校行事を保障すること。
- 3 学校行事とりわけ修学旅行等にかかわっては、中止・延期に伴うキャンセル料の経費負担、延期に伴う交通手段・宿泊地等の確保等について対策を講じること。
 - 4 新型コロナウイルス感染症の影響により、家計が急変した保護者に対し、対応をおこなうよう指導を徹底すること。
 - (1) 入学や新学期開始に際し、就学援助等の認定及び学用品費、学校給食費等の支給について、申請期日までに申請書の提出が困難な場合、柔軟な対応をおこなうこと。
 - (2) 年度途中において認定を必要とする者については、速やかに認定し必要な援助をおこなうこと。
 - 5 健康チェックカードによる朝の健康観察の実施、いじめや偏見が起きないための感染症に関する正しい知識の伝達・児童生徒への指導、校内の消毒など、感染症対策を徹底するための教職員の負担も増大することが予想されることから、対応方針を示すこと。また、教職員の健康・安全に十分留意するよう周知すること。
 - 6 教職員が子どもたちに向き合う時間の確保のために、県からの調査・要請等を精選・縮小すること。

以上